

使用開始日
2025年9月11日

バンクローン・ファンド
(ヘッジなし)／(ヘッジあり)

追加型投信／海外／その他資産(バンクローン)

	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ※2
(ヘッジなし)	追加型	海外	その他資産(バンクローン)	その他資産(投資信託証券※1)	年12回(毎月)	北米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
(ヘッジあり)								あり(フルヘッジ)

※1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「バンクローン」です。
※2 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

この目論見書により行う「バンクローン・ファンド(ヘッジなし)／(ヘッジあり)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2025年9月10日に関東財務局長に提出しており、2025年9月11日にその効力が生じております。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。
本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。
なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

アセットマネジメントOne 株式会社
金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号
設立年月日:1985年7月1日
資本金:20億円(2025年6月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額:20兆1,911億円(2025年6月末現在)

委託会社への照会先
【コールセンター】
0120-104-694
(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)
【ホームページアドレス】
<https://www.am-one.co.jp/>

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]
みずほ信託銀行株式会社



ファンドの目的・特色

<ファンドの名称について>

各ファンドについて、正式名称ではなく、下記の略称を使用することがあります。

ファンドの正式名称	略 称
バンクローン・ファンド(ヘッジなし)	『ヘッジなし』
バンクローン・ファンド(ヘッジあり)	『ヘッジあり』

※なお、それぞれのファンドを「ファンド」あるいは「各ファンド」という場合があります。

ファンドの目的

主として投資信託証券に投資し、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 主として米国企業向けバンクローン(貸付債権)に実質的な投資を行い、高水準のインカムゲインの確保を目指して運用を行います。

- ケイマン諸島籍の外国投資法人「イートン・バンス・インターナショナル(ケイマン・アイランズ)フローティング・レート・インカム・ポートフォリオ - クラスI3\$シェアーズ(以下「バンクローン・ポートフォリオ」という場合があります。)」米ドル建て投資証券(運用:イートン・バンス・マネジメント)と国内投資信託「DIAMマネーマザーファンド」受益証券(運用:アセットマネジメントOne株式会社)を投資対象とするファンド・オブ・ファンズの形式で運用を行います。

※詳しくは後述の「ファンドの仕組み」をご覧ください。

- 各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、バンクローン・ポートフォリオの組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

※バンクローン・ポートフォリオが、償還した場合または商品の同一性が失われた場合は、委託会社は受託会社と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

■イートン・バンス・マネジメントについて

- 同社はボストンを拠点とし、設立が1924年と米国の中でも長い歴史を持つ運用会社で、モルガン・スタンレーの資産運用部門の一部です。
- バンクローンの運用に関しては、米国の中でも先駆者的な存在であり、1989年からの長い運用実績を有しております。

2 為替ヘッジの有無により、2つのファンドから選択できます。

- 『ヘッジなし』のファンドでは、外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行いません。
- 『ヘッジあり』のファンドでは、外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

『ヘッジなし』／『ヘッジあり』の各ファンド間においてスイッチングができる場合があります。

※スイッチングのお取り扱いの有無などは、販売会社により異なります。また、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取り扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社でご確認ください。



ファンドの目的・特色

バンクローンとは

- バンクローン^{*}は、企業が資金を調達する手段である融資(ローン)の一つで、単独の銀行が審査を行って企業に資金を貸し出す「銀行融資」とは異なり、銀行などの複数の金融機関が同一の契約によって協調して企業に資金を貸し出す仕組みの融資(シンジケート・ローン)です。また一般に、バンクローンには担保が付いています。
※本書におけるバンクローンとは、主に米国市場で取引されるバンクローンを指します。

- バンクローンは、借り手企業の信用力によって投資適格と非投資適格の二つの種類に分類されます。一般に、非投資適格のローンは銀行などの転売によりバンクローン市場で活発に売買が行われており、投資家は市場を通してこれらの非投資適格のローンに投資を行います。

バンクローン投資の3つのポイント

1. 相対的に高い利回り

各ファンドが実質的に投資するバンクローンは、主に信用力が相対的に低い非投資適格の企業^{*}に対する貸付債権であるため、一般的な投資適格債券と比較して、信用リスクが高い分、利回りが相対的に高くなります。

※無格付けを含む場合があります。

2. 相対的に高い弁済順位と回収率

一般に、バンクローンは、一般的な債券などと比較して弁済順位が高く、担保が設定されているため、デフォルト(債務不履行)^{*}後の企業からの回収率も高くなっています。

※デフォルト(債務不履行)…ローンの借り手や債券の発行体が倒産などによって元利金を支払えなくなることをいいます。

デフォルト後の弁済順位(イメージ図)



担保資産の例



売掛金・在庫・
有価証券など



工場・設備・
不動産など



特許・商標権など

上記は一般的な回収率と弁済順位の関係を表したものであり、すべての場合に当てはまるとは限りません。

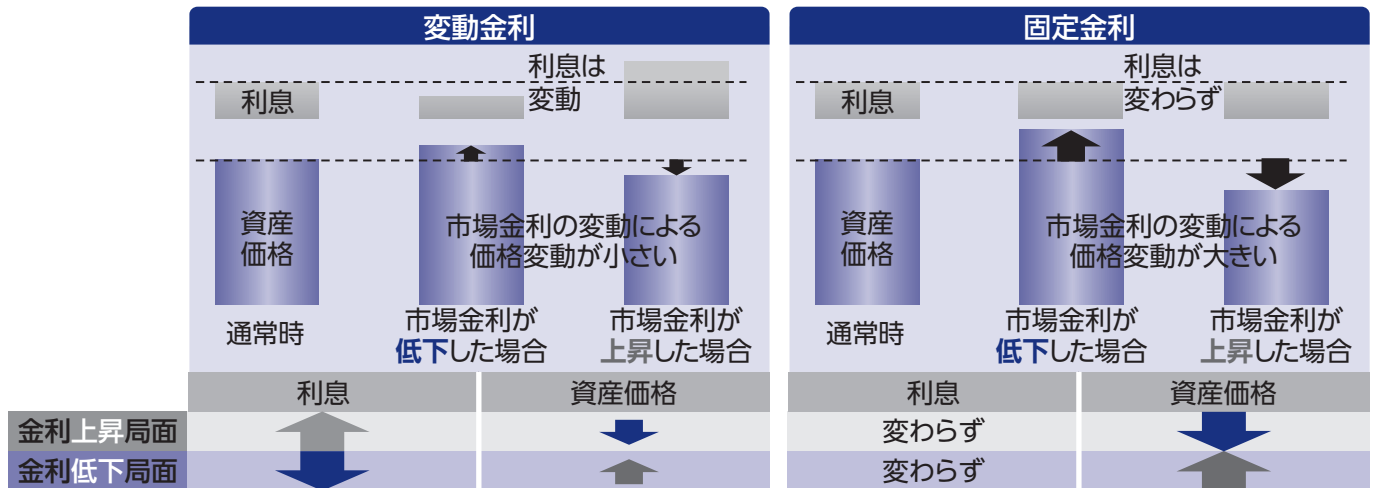


ファンドの目的・特色

3. 変動金利

一般にバンクローンの利息は、一定期間ごとに基準となる短期金利水準を基に変更されます。変動金利の資産は、一般に、固定利付債券などと比較して金利変動による価格変動リスクが小さいという特徴があります。

変動金利と固定金利の変動のイメージ



上記は、矢印の大きさや方向によって、利息や資産価格の変動や増減を表したイメージ図であって、実際の金利変動に対しての利息や資産価格の変動や増減を保証するものではありません。また、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。



ファンドの目的・特色

■ ファンドの仕組み

各ファンドの運用は「ファンド・オブ・ファンズ方式」で行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券への投資を目的とする投資信託のことで、一般に投資対象に選んだ複数の投資信託証券を組み入れて運用する仕組みを「ファンド・オブ・ファンズ方式」といいます。



■ 主な投資制限

ファンドの投資制限	投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外には投資を行いません。
投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

■ 分配方針

原則として、毎月10日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に、収益の分配を行います。



- ◆分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。
- ◆分配金額は、投資信託証券からの分配金水準などを参考に委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ◆留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

※運用状況により分配金額は変動します。

※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

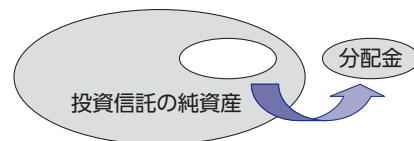


ファンドの目的・特色

収益分配金に関する留意事項

◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



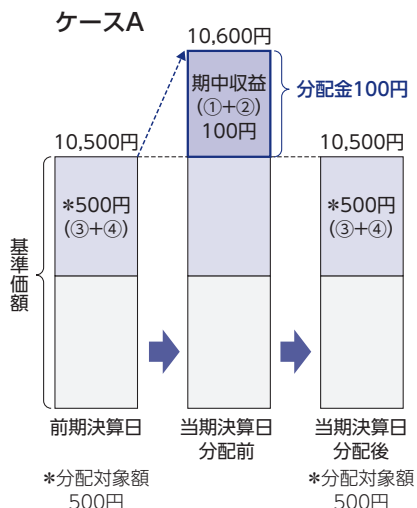
◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金額と基準価額の関係(イメージ)

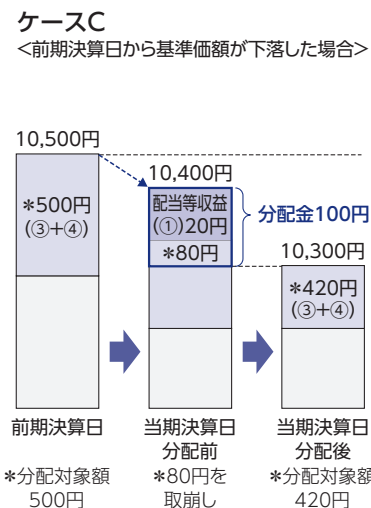
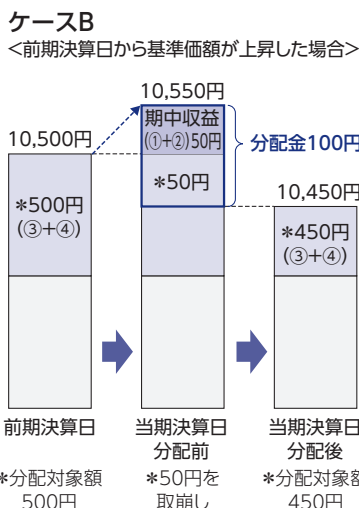
分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合



計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



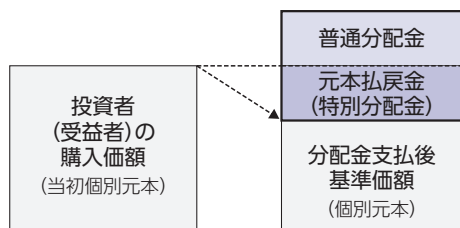
上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA : 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円
 ケースB : 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円
 ケースC : 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。
 ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

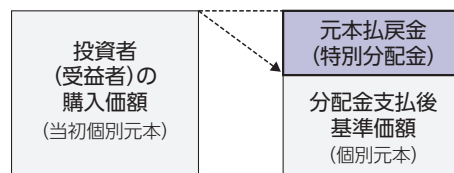
◆投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は、非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金 : 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。



ファンドの目的・特色

追加的記載事項

■各ファンドが投資する投資信託証券の概要は、以下のとおりです。

ファンド名	イートン・バンクス・インターナショナル(ケイマン・アイランズ)フローティング・レート・インカム・ポートフォリオ - クラスI3\$シェアーズ
形態	ケイマン諸島籍外国投資法人／米ドル建て投資証券
運用方針	主として米ドル建ての企業向けバンクローン(貸付債権)に投資することで、高いインカムゲインの確保を目指して運用を行います。
主な投資制限	- 主として、優先担保付のバンクローンに投資しますが、劣後担保付や無担保のバンクローンに投資する場合もあります。 - 総資産の80%以上を変動金利のバンクローンもしくは債券に投資します。 - 総資産の25%を上限に米国以外のバンクローンに投資する場合がありますが、原則として、それらは米ドル建てのものとしします。 - 流動性の低い有価証券への投資は15%を上限としします。 - 解約への対応時やその他の一時的な対応を除き、総資産の5%以上の借り入れは行いません。
決算日	10月末
関係法人	投資顧問会社兼管理事務代行会社:イートン・バンクス・マネジメント 保管会社(純資産価格の算出業務を含む):ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー 登録機関兼名義書換代理人:シティバンク・ヨーロッパ・ピーエルシー
信託報酬等	純資産総額に対し年率0.59%程度 上記料率には、投資顧問会社、保管会社、登録機関兼名義書換代理人などの費用が含まれます。ただし、投資対象ファンド全体またはクラスごとに発生する最低支払額、固定費、取引頻度に応じた費用などは含んでいないため、資産規模、取引頻度などの影響により上記料率を上回る場合があります。
その他の費用・手数料	法務費用、監査その他の会計関係費用、金利、印刷費用なども当該外国投資法人から支払われます。これらは定率でないため事前に概算料率や上限額などを表示することができません。
収益分配方針	原則として、毎月分配を行います。
設定日	2007年12月10日(ポートフォリオを共有する別クラスの設定日)

※上記の投資信託証券については、申込手数料はかかりません。

※上記の概要は、投資信託証券の内容を要約したものであり、そのすべてではありません。また、概要は2025年9月10日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

ファンド名	DIAMマネーマザーファンド
形態	国内籍投資信託(親投資信託)／円建受益証券
主要投資対象	国内発行体の公社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券ならびにCD、CP、コールローン等の国内短期金融資産を主要投資対象とします。
投資態度	①国内の国債、政府保証債、政府機関債、地方債等のほか、取得時において主要格付機関^(*)の長期発行体格付(複数の格付機関が付与している場合は高い方の格付)がAA-格相当以上の社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券、さらに、国内格付機関の短期格付がa-1格相当以上のCD、CPを主要投資対象とします。 (*)主要格付機関とは、R&I、JCR、Moody's、S&Pとします。 ②国債および政府保証債を除き、原則として、ファンドの元本総額に対する1発行体当たりの有価証券の額面総額の割合は5%以内とします。 ③ポートフォリオ全体の修正デュレーションは1年未満を基本として運用します。
運用会社(委託会社)	アセットマネジメントOne株式会社
信託報酬	ありません。

○マザーファンドの主な投資制限については、請求目論見書に記載しております。



投資リスク

基準価額の変動要因

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
また、投資信託は預貯金と異なります。

信用 リスク

公社債など（バンクローン含む。）の格付けの引き下げ等は、基準価額の下落要因となります。公社債など（バンクローン含む。以下同じ。）の信用力の低下や格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合には、当該公社債などの価格は下落し、時には無価値になることもあります。これらの影響を受け、各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。特に各ファンドにおいては実質的な主要投資対象であるバンクローンの格付けが低いため、投資適格の公社債などに投資する場合と比較して、信用リスクが高くなります。

流動性 リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

有価証券などを売買する際、当該有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合にはその影響を受け、各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。各ファンドが実質的に投資対象とするバンクローンは、一般に市場における流動性が相対的に低いため、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があります。

為替変動 リスク

＜ヘッジなし＞ 為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

＜ヘッジあり＞ 為替ヘッジを行っても、円高による影響を完全には排除できません。

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般に、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも、投資先の通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格が下落し、各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。なお、『ヘッジあり』のファンドでは原則として対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、円と投資対象通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。為替ヘッジを行うにあたり、円金利が当該通貨の金利より低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。

金利変動 リスク

金利の上昇（公社債などの価格の下落）は、基準価額の下落要因となります。

公社債などの価格は、金利水準の変化にともない変動します。一般に、金利が上昇した場合には公社債などの価格は下落し、各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。



投資リスク

カントリー リスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。これらの影響を受け、各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

特定の投資 信託証券に 投資する リスク

組入れる投資信託証券の運用成果の影響を大きく受けます。

各ファンドが組み入れる投資信託証券における運用会社の運用の巧拙が、各ファンドの運用成果に大きな影響を及ぼします。また、外国投資法人を通じて各国の有価証券に投資する場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、税制が相対的に不利となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 各ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。

リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握・管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。なお、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。



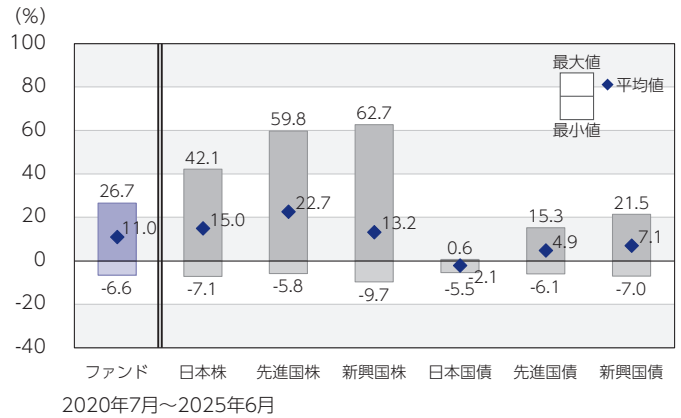
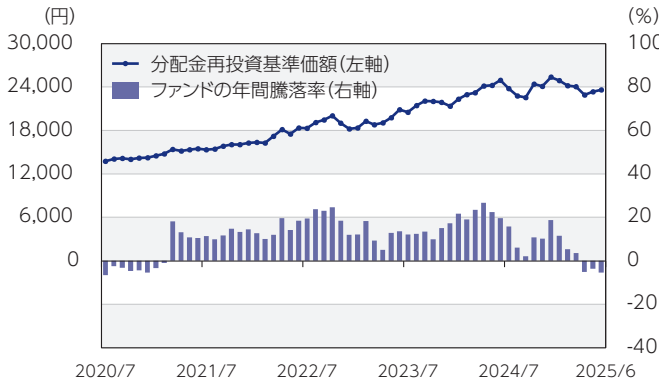
投資リスク

<参考情報>

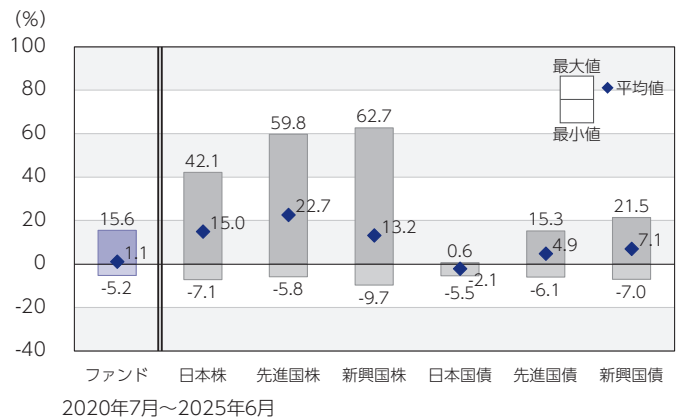
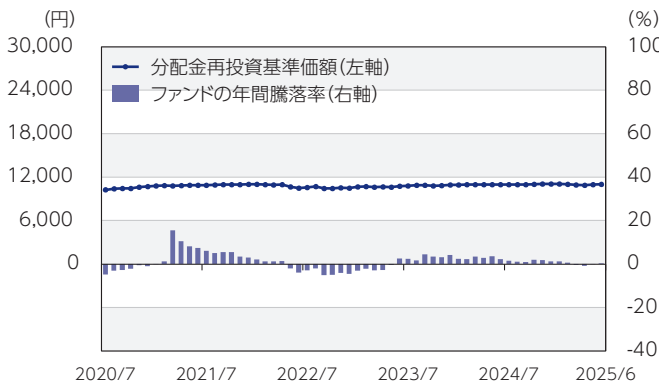
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

『ヘッジなし』



『ヘッジあり』



*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数 (TOPIX)」は、日本の株式市場を広く網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス (除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド (円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

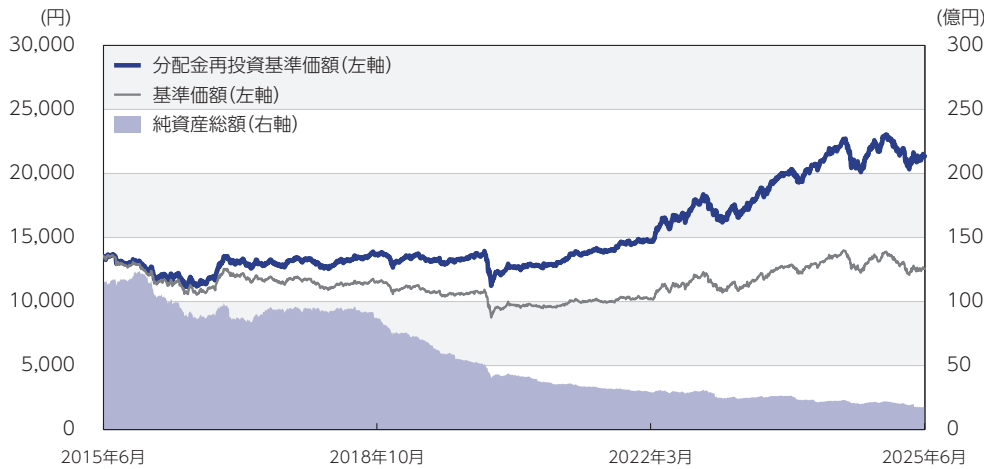


運用実績

データの基準日:2025年6月30日

『ヘッジなし』

基準価額・純資産の推移 《2015年6月30日～2025年6月30日》



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2012年12月17日)

分配の推移(税引前)

2025年 2月	50円
2025年 3月	50円
2025年 4月	50円
2025年 5月	50円
2025年 6月	50円
直近1年間累計	600円
設定来累計	7,235円

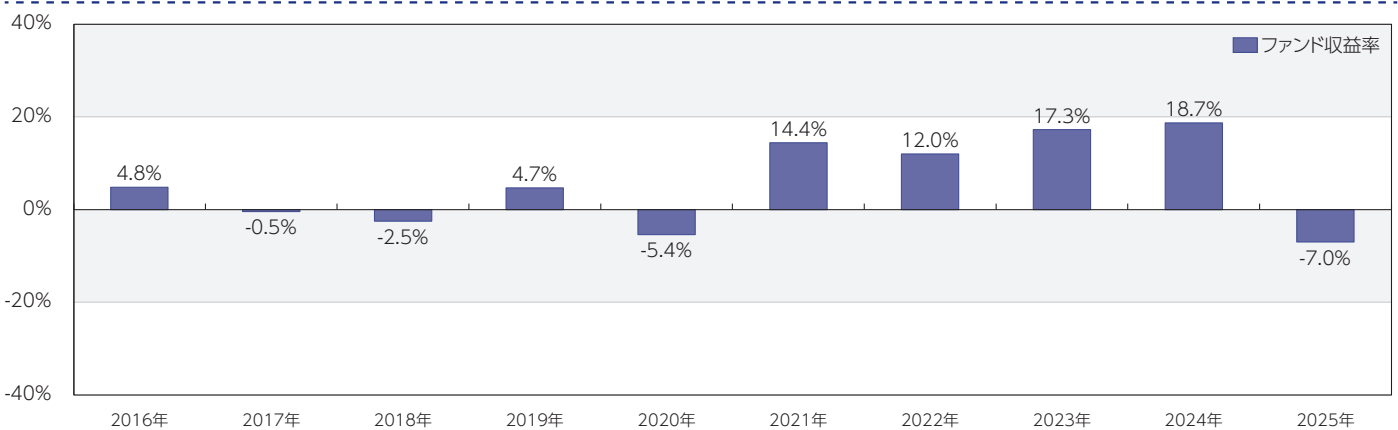
※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	イートン・バンス・インターナショナル(ケイマン・アイランズ)フローティング・レート・インカム・ポートフォリオ - クラスI3\$シェアーズ	96.41
2	DIAMマネーマザーファンド	0.92

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2025年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

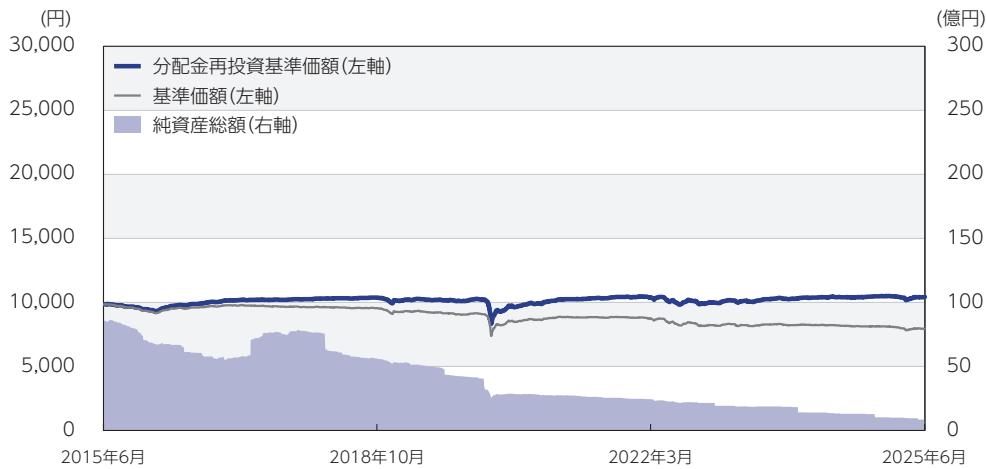


運用実績

データの基準日:2025年6月30日

『ヘッジあり』

基準価額・純資産の推移 《2015年6月30日～2025年6月30日》



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2012年12月17日)

分配の推移(税引前)

2025年 2月	20円
2025年 3月	20円
2025年 4月	20円
2025年 5月	20円
2025年 6月	20円
直近1年間累計	240円
設定来累計	2,945円

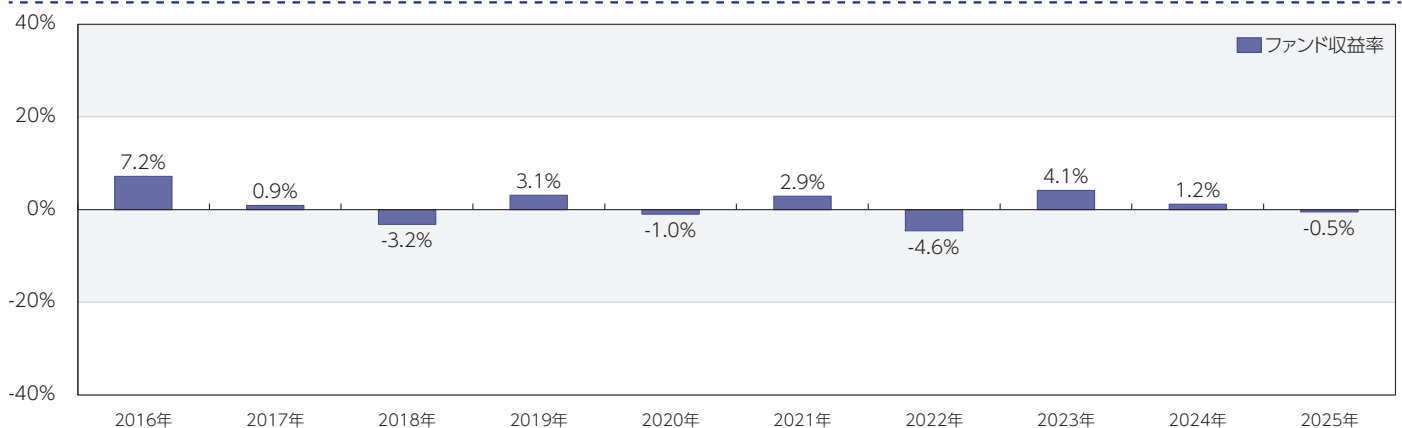
※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	イートン・パンス・インターナショナル(ケイマン・アイランズ)フローティング・レート・インカム・ポートフォリオ - クラスI3\$シェアーズ	98.54
2	DIAMマネーマザーファンド	1.68

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2025年については年年初から基準日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



運用実績

データの基準日:2025年6月30日

■イートン・バンス・インターナショナル(ケイマン・アイランズ)フローティング・レート・インカム・ポートフォリオ (2025年6月30日現在)

※イートン・バンス・マネジメントからの情報を基に作成しています。

※比率(%)は、イートン・バンス・インターナショナル(ケイマン・アイランズ)フローティング・レート・インカム・ポートフォリオの時価総額を100%とした場合の割合で、小数第3位を四捨五入しています。

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	EOC Borrower, LLC	1.42
2	Cotiviti Corporation	1.16
3	American Airlines, Inc.	1.13
4	Epicor Software Corporation	1.05
5	UKG Inc.	0.94
6	Quikrete Holdings, Inc.	0.94
7	UFC Holdings, LLC	0.87
8	Asurion LLC	0.87
9	Applied Systems, Inc.	0.83
10	ECI Macola Max Holding, LLC	0.78

■DIAMマネーマザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	460回 利付国庫債券(2年)	国債証券	日本	0.3	2026/5/1	29.65
2	1302回 国庫短期証券	国債証券	日本	—	2025/7/28	23.76
3	1291回 国庫短期証券	国債証券	日本	—	2025/9/10	11.87
4	1279回 国庫短期証券	国債証券	日本	—	2025/7/10	5.94
5	1299回 国庫短期証券	国債証券	日本	—	2025/7/14	5.94
6	1244回 国庫短期証券	国債証券	日本	—	2025/7/22	5.94

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受けたものを当日分のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2025年9月11日から2026年3月10日まで ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入・換金 申込不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合には、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を行いません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金 申込受付の 中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を中止することおよびすでに受けた購入・換金・スイッチングのお申込みを取り消す場合があります。
信託期間	2027年12月9日まで(2012年12月17日設定)
繰上償還	各ファンドが主要投資対象とするバンクローン・ポートフォリオが償還した場合または以下に掲げる事項の変更により商品の同一性が失われた場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)させます。 ・バンクローン・ポートフォリオの主要投資対象が変更となる場合 ・バンクローン・ポートフォリオの取得の条件または換金の条件について、投資者に著しく不利となる変更がある場合 次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 ・各ファンドにおいて受益権の総口数が30億口を下回った場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎月10日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※各ファンドのお申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	各ファンドにおいて3,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.am-one.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	6月、12月のファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 各ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。
スイッチング	『ヘッジなし』/『ヘッジあり』の各ファンド間において乗り換え(スイッチング)ができる場合があります。 スイッチングの取扱いの有無などは、販売会社により異なりますので、詳しくは販売会社でご確認ください。 ※スイッチングの方法などは、購入および換金の場合と同様になります。また、購入時手数料は販売会社が別途定めます。



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用				
購入時手数料	購入価額に、 3.3%(税抜3.0%) を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。 購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。			
信託財産留保額	ありません。			
投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
運用管理費用 (信託報酬)	各ファンド	ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.188%(税抜1.08%) 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。		
		支払先	内訳(税抜)	主な役務
		委託会社	年率0.35%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
		販売会社	年率0.70%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社	年率0.03%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価	
	投資対象とする 外国投資証券	バンクローン・ポートフォリオの純資産総額に対して年率0.59%程度 ※バンクローン・ポートフォリオの信託報酬には、投資顧問会社、保管会社、登録機関兼名義書換代理人などの費用が含まれます。 (注)ただし、投資対象ファンド全体またはクラスごとに発生する最低支払額、固定費、取引頻度に応じた費用などは含んでいないため、資産規模、取引頻度などの影響により上記料率を上回る場合があります。		
	実質的な負担	各ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.778%(税抜1.67%)程度 ※上記はバンクローン・ポートフォリオを100%組入れた場合の数値です。実際の運用管理費用(信託報酬)は、投資信託証券の組入状況に応じて変動します。		
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等は都度ファンドから支払われます。 ※投資対象とするバンクローン・ポートフォリオにおいては、有価証券等の売買手数料、法務費用、監査その他の会計関係費用、金利、印刷費用等がかかります。 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。			

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。



手続・手数料等

■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2025年6月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

…（参考情報）ファンドの総経費率…

ファンド名	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
『ヘッジなし』	1.97%	1.19%	0.78%
『ヘッジあり』	1.99%	1.19%	0.81%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2024年12月11日～2025年6月10日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※投資対象とする外国投資証券(以下、投資先ファンドといいます。)にかかる費用は、その他費用(②)に含めています。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、各ファンドについては、投資先ファンドも含め入手し得る情報において計算に含まれていない費用は認識しておりません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。